所定疾患施設療養費について

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下のような条件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心に繋げていきたいと考えておりますので、今後も毎月ホームページにて治療の実施状況をご報告して参ります。

条件

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

肺炎

尿路感染症

帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和７年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
肺炎	6	2	1	0	3	1	1	0	0	3	7	2
尿路感染	0	0	2	0	1	4	4	1	2	2	0	3
肺炎算定日数	29	5	7	0	14	4	1	0	0	6	32	6
尿路感染算定日数	0	0	4	0	5	18	11	5	5	4	0	12

令和７年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
蜂窩織炎	3	5	3	3	1	4	2	4	1	5	7	3
帯状疱疹	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎算定日数	17	26	9	14	8	17	4	16	5	9	35	15
帯状疱疹算定日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0